

2016年6月3日

米連邦準備制度理事会（FRB）による第二次市中協議文書「Single-Counterparty Credit Limits for Large Banking Organizations」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米連邦準備制度理事会（FRB）から3月4日に公表された「Single-Counterparty Credit Limits for Large Banking Organizations」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は金融機関の単一のカウンターパーティに対する信用供与額に一定の制限を設けることにより信用リスクの集中を避け、金融機関の健全性を確保する本規制案の目的や趣旨は認識しているものの、実務的な観点からより対応可能な規制の枠組みとしていただけるよう要望する。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがFRBにおけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

【質問への回答】

質問6（「経済的相互依存関係」の定義の明確化）

経済的に依存する企業を特定するに当たり、Covered Companyは、実務上またはその他の点でどのような困難に直面するか。Covered Companyは、経済的相互依存関係の分析を完結するために必要な全ての情報を収集できるか。これらの情報は、Covered Companyにより、引受業務の一部における通常の業務過程、または他の類似の過程で収集されるものか。

（回答）

- ・経済的相互依存関係を判定するための定義が不明確であるため、実務的なガイダンスや利用可能な情報・データ等を提示していただきたい。閾値を超過した債務者の公開情報等、銀行が知り得る範囲内の情報のみで経済的依存関係を判定することを可とする等、現実的に対応可能なガイダンスを明示していただきたい。

（理由等）

- ・経済的相互依存関係を判定するに当たり、銀行は一般的に与信判断・管理のために徴求している財務諸表等の情報のみならず、販売先・資材調達先・資金調達先等の詳細な情報を収集する必要がある。その対応は実務的に困難で

ある。例えば、膨大な数の下請け先を持つ製造業へのエクスポージャーが閾値を超えた場合、その下請け先全てに対し、経済的相互依存関係を確認するのは実務的にフィージブルでない。また、当該債務者に対し、自社に経済的に依存している先の情報を求めることについても、権限（法的関係）や実務負荷の観点から現実的ではないため、実務的に対応可能なガイダンスの提示を検討していただきたい。

質問 7（実質的支配関係の判定閾値の導入）

Covered Company が、実質的支配関係にあるエンティティ向けエクスポージャーの合算を求められるのは、連結総資産 2,500 億ドル未満の Covered Company またはオンバランス外国向けエクスポージャー100 億ドル未満の Covered Company において、当該エクスポージャーが自己資本および剰余金の 5% を超過する場合、もしくは連結総資産 2,500 億ドル以上の Covered Company またはオンバランス外国向けエクスポージャー100 億ドル以上の Covered Company において、当該エクスポージャーが Tier1 資本の 5% を超過する場合のみとすべきか。

（回答）

- ・実質的支配関係による合算についても、経済的相互依存関係による合算と同様、5%の閾値（債務者単体へのエクスポージャーの自己資本に対する比率）を導入していただきたい。

（理由等）

- ・全ての債務者に対し、実質的支配関係の存在を確認するのは実務的に現実的でない。実質的支配関係の判定においても、重要性の原則の導入を検討していただきたい。

質問 41（導入時期）

FRB は、Covered Company の全てまたは一部について、長期または短期の段階的实施期間を検討すべきか。連結総エクスポージャー2,500 億ドル以上の Covered Company またはオンバランス外国向けエクスポージャー100 億ドル以上の資産規模の Covered Company の段階的实施期間を、当該閾値以下の企業の段階的实施期間より短期とすることは適切か。

（回答）

- ・連結総資産 2,500 億ドル以上または、オンバランス外国向けエクスポージャー100 億ドル以上の資産規模の対象先は適用時期を本規制が最終化されて

から1年後ではなく、最低でも2年以上先に延ばしていただきたい。

(理由等)

- ・本規制の複雑性や判断基準等の明確化、日次遵守要件を満たすために必要なインフラ整備、カウンターパーティ等への周知、必要なエクスポージャーの調整等への対応を考慮すると、規制最終化から規制適用まで最低でも2年の準備期間が必要と考える。

質問 46 (IHC の導入時期に関する確認)

米国中間持株会社 (IHC) および統合米国オペレーション (combined U. S. operations) の全ての支店を、提案されているシングルカウンターパーティ与信制限の規制対象とする場合、外国銀行組織 (FBO) はどのような困難に直面するか。

(回答)

- ・IHC と FBO の遵守期限が相違する場合 (IHC が規制最終化の2年後、FBO が同1年後)、より長い方の遵守期限が双方に適用されるものとしていただきたい。

(理由等)

- ・外国金融機関向けの本規制には、3種の分類 (Category of Covered Entities) があるが、IHC は第1カテゴリー (The first category of limits) に該当する一方で、FBO (combined U. S. operations ベース) は第2カテゴリー (The second category of exposure limit)、もしくは第3カテゴリー (The third category of exposure limits) に該当する可能性がある。その場合、IHC は、規制最終化から2年後、FBO は同1年後と規制遵守期限が異なる。IHC は FBO の一部を構成していることから、FBO の規制遵守のためには IHC 分のエクスポージャー算入が不可欠であり、結果として FBO の遵守期限に合わせた対応が必要となる。これは事実上 IHC に対する規制遵守期限が1年前倒しで適用されることとなり、相対的に小規模な IHC にとって実務上の対応負荷は大きく、規制の公平性という観点からも望ましいものではないと考える。

質問 58 (ソブリンの取扱い)

FRB は、特に外国銀行組織 (FBO) もしくは外国銀行組織 (FBO) の米国中間持株会社 (IHC) に対し、一時的な例外措置を検討すべきか。どのような場合に、一時的な例外措置を設けることが適切か。

(回答)

- FRB の定める信用リスクの標準的手法においてリスクウェイト (RW) が 0% でなくなった場合、直ちに規制対象のエクスポージャーとして扱うのではなく、エクスポージャーの調整等の対応を鑑み、規制が適用されるまでに一定の準備期間を設けていただきたい。

(理由等)

- 金融機関がコントロールできない事象により、RW が 0% でなくなる可能性がある。その場合、各金融機関は本規制を遵守するために対象エクスポージャーへのヘッジ等の対応を取らなければならない。こうした対応は、マーケット環境に大きな影響を与え得る可能性があることから瞬時に行えるものではないため、規制対象と判定されてから一定の準備期間が必要と考える。一案として § 252.70(h) Ongoing applicability の考え方を準用し、4 四半期の準備期間を提案する。

以 上